

育児休業からの復職に関する申出書

(宛先) 茅ヶ崎市長／茅ヶ崎市福祉事務所長

年 月 日

子どもの 名前	フリガナ		子どもの 名前	フリガナ	
生年月日	年 月 日		生年月日	年 月 日	
クラス年齢	令和8年4月1日時点の年齢 歳児クラス	令和9年4月1日時点の年齢 歳児クラス	クラス年齢	令和8年4月1日時点の年齢 歳児クラス	令和9年4月1日時点の年齢 歳児クラス
保育所等 名称	☐ 利用中 () ☐ 申請中 (転園申請含む)		保育所等 名称	☐ 利用中 () ☐ 申請中 (転園申請含む)	

《復職の条件》

- ・ 入所した月の翌月10日までに育児休業から復職すること
- ・ 育児休業を取得している勤務先（就労証明書を作成した事業所）に復職すること
※ 派遣の場合で、派遣元が変わった場合は、復職したものとはみなしません。
派遣元は変わらず、派遣先が変わった場合、休業前と同等の就労時間であれば復職とみなします。
- ・ 本申請時に提出した就労証明書に記載された就労時間通りに復職すること
※ 就労時間を短縮するなどして、就労証明書通りに復職しない場合は、復職とはみなしません。
なお、「育児のための短時間勤務制度」を利用する場合、利用前の就労時間で判断します。
- ・ 復職後は、少なくとも入所した月の翌月末まで、復職先において就労継続すること
- ・ 入所した月の翌月末までに、市保育課に「就労証明書」を提出し、復職日・復職状況を証明できること

私たち保護者のうちの一方 または いずれもが、別紙「就労証明書」の通り、育児休業を取得しています。
申請している子どもが認可保育所等に入所した場合、基準日時点で**育児休業を取得している保護者のいずれもが上記の《復職の条件》の通り、育児休業から復職**します。
そのため、下記の《同意内容》に同意し、「保護者のいずれかが産前産後休暇中または育児休業中であり、児童の預け先が確保でき次第、復職予定である場合」の調整指数の加点を希望します。

《同意内容》

- ① 《復職の条件》通りに「復職」できない場合、内定取消・退園となること
- ② 《復職の条件》通りに「復職」したことを、期日までに証明できない場合、内定取消・退園となること
- ③ 本申出書の提出前に、復職について、勤務先と十分に調整を行うこと
- ④ 本申出書提出後に就労状況に変更が生じた場合は、速やかに市保育課に届け出ること
- ⑤ 申請する子どものきょうだいが「育児休業に伴う認可保育所等入所継続制度」を利用している場合、育児休業から復職できなければ、きょうだいについても、退園となること

※ 上記①②については、実際の状況に応じて再審査し、審査結果によって内定取消・退園となります。

※ 申請時に提出する就労証明書には、育児休業を取得中（予定含む）であること、その期間（始期・終期）が記載されている必要があります。審査基準日時点で育児休業取得期間であると確認ができない場合、加点は行いません。